

7つの柱	施策	実施内容	所管及び関係課	施策に応じた対策	想定する交通安全に寄与する道筋	令和3年度から5年度までの主な取組状況	事業の達成状況	交通安全への寄与	「交通安全への寄与」及び「達成状況」を踏まえた自己評価		課題	今後の取組方針（これからの主な取組）	
(1)	①	芦屋さくらまつり、オータムフェスタ、校区合同防災訓練での自転車安全利用推進運動、園遊会、秋まつり等での啓発	道路・公園課	・高齢者が集まりやすいイベント、会議(地域のまつり、集会所等)で交通安全啓発を行う。	交通安全の規則を再確認してもらう。 →交通規制に従った通行が促され、交通規制無視による事故抑止につながる。	令和3年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の流行により参加予定のイベントが中止となったり、街頭啓発においても対面での啓発を実施することが困難な状況であった。 令和5年度については、芦屋さくらまつり、園遊会や地域のイベント等に15回参加し、周知・啓発を実施した。	△	低	新型コロナウイルス感染症の流行もあり、実施回数が減少したが、様々な場所で目に触れる機会を増やし、交通安全意識を醸成していくことが重要であると考えているため、今後も継続して実施する。	△	交通ルールの認知度及び交通安全意識の向上の把握が困難である。また、交通ルールを守ってもらいたい人々へのアプローチ方法が課題である。	現状維持	交通ルールの認知度を高めることが重要なので継続して実施していく。
		高齢者交通安全教育隊(スタウス)による安全教育	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・高齢者の交通安全指導 ・独居等高齢者宅を訪問し、出前型交通安全教室を実施する。	「交通事故は自分事」との認識を持ってもらう。 →安全な通行行動へ変容を促すことで、油断等による事故の発生抑止につなげる。	令和3年度から令和5年度まで、新型コロナウイルス感染症の流行により開催なし。警察署独自で、歩行者シミュレーターによる交通安全教室を開催した。	△	低	スタウス隊の活動が縮小され要請が困難。	△	スタウス隊の活動が縮小され、要請が困難。署員による交通安全教育に方針が転換された。	廃止・統合	要請を受けて活動を行うが、待ち受け型と合わせて実施することを検討していく。
		待ち受け型安全教育	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・高齢者の交通安全指導 ・独居等高齢者宅を訪問し、出前型交通安全教室を実施する。	交通安全の規則を再確認することで、自発的な交通安全を促す。	高齢者施設における交通安全教室の開催や、高齢者宅を訪問して交通安全を啓発した。	◎	中	高齢者世帯への戸別訪問活動により対話が行えた。	○	特になし	現状維持	啓発グッズを直接配布して、交通安全意識を高めるよう継続して実施する。
	②	生活安全推進連絡会高齢者分科会にて交通安全指導の実施	芦屋警察署	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催	自動車の交通規制や「車両としての危険性」を再確認し、危険な事故を防ぐ。	道路・公園課と同様							
			国際文化推進課 道路・公園課			令和3年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により生活安全推進連絡会・分科会ともに開催なし。 令和5年度の生活安全推進連絡会分科会では、特殊詐欺等の課題を優先して取り組んだため、実施していない。周知したい内容についてはチラシ等を配布し啓発を行った。	△	低	生活安全推進連絡会(全体会)では、周知・啓発を実施している。	×	分科会での実施は他に優先するテーマが複数あり、現時点では困難。	廃止・統合	シルバー人材センターでの講話や出前講座等を通じて、高齢者への周知・啓発を実施していく。 ※移行先検討
		シルバー人材センターでの講話	芦屋警察署	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催	交通安全の規則を再確認することで、自発的な交通安全を促す。	道路・公園課と同様							
			国際文化推進課 道路・公園課			令和3年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により実施なし。令和5年度については自動車運転者向けのシミュレーターを使用し、1回実施した。	○	中	実践形式での実施であるため、理解が深まったと考えられる。	○	同じような内容、出席者に偏りがあるため、参加者のニーズに合わせた内容にする必要がある。	現状維持	今後も継続して実施する。
	③	交通安全教室	芦屋警察署	・各小学校区における下校指導(学期毎) ・校外、園外に出での歩行訓練 ・交通安全教室	交通安全の規則を身に付けさせることで、自発的な交通安全を促す。	道路・公園課と同様							
			道路・公園課			令和3年度は65回(4,564人)、令和4年度は60回(4,687人)、令和5年度は61回(4,821人)の交通安全教室を小学校、中学校、保育所園等で年齢に応じた内容で実施した。 未就学児に対して、毎年実施することで早い成長段階から交通安全に対する意識を高める取り組みを行っている。また、5歳児に対しては小学校の登下校を意識した園外での歩行訓練も行っている。 なお、小学校1年生に対しては歩行、4年生に対しては自転車を中心に実施している。	○	中	対象年齢に応じたきめ細かな対応ができており、就学前から交通安全意識を身につけることは重要であると考ええる。 毎年、継続して実施する学校園等が増えている。	○	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い自校実施可としていた。その後も自校実施を希望する学校があるが、直近の交通課題を踏まえた内容で実施する必要があるため、以前と同じように依頼をしてもらいたい。	現状維持	学校園の担当者への周知を積極的に行い、すべての学校園等における取組につなげていく。
			保健安全・特別支援教育課			同上	○	中	同上	○	特になし	現状維持	同上
		下校指導	道路・公園課	・各小学校区における下校指導(学期毎) ・校外、園外に出での歩行訓練 ・交通安全教室	交通安全の規則を再確認させる。 →交通規制に従った通行が促され、交通規制無視による事故抑止につながる。	令和3年度は10回、令和4年度は15回、令和5年度は21回の下校指導を市内の8小学校で実施した。 主に1年生を対象に、交通安全教室で学習した内容を理解して実践しているか、また、交通ルールが定着しているかを現地で確認し、合わせて声掛けをしている。	△	低	実施回数が限定的ではあるが、交通安全教室のフォローアップとしては必要である。	△	習慣化するには定期的な指導・啓発が必要であるが、各小学校において、学期ごとの限定した実施であり、ルールの定着が困難。	現状維持	安全教室で学んだ内容の実践という側面があるため、安全教室の一環として今後も継続して実施していく。
			保健安全・特別支援教育課			同上	△	低	同上	△	同上	現状維持	同上
	④	芦屋特別支援学校にて交通安全教室を開催	芦屋警察	・芦屋特別支援学校にて交通安全教室	交通安全の規則を再確認させる。 →交通規制に従った通行が促され、交通規制無視による事故抑止につながる。	道路・公園課と同様							
			道路・公園課			令和3年度から令和5年度までは小学部・中学部で各1回の交通安全教室を実施した。 事前に綿密な打ち合わせを行い、対象の児童に合わせた内容で実施した。	○	中	生徒の特性に応じ、きめ細やかな対応ができた。	○	特になし	現状維持	今後も継続して実施する。

（ 1 ）

	⑤	各小学校区にて通学路合同点検。要望箇所について安全対策を講じる。（複数の学校区ごとに実施）	芦屋警察署	・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い改善、要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	交通事故が起こりやすい地点を事前に見つけ出す。 →洗い出された問題点に対応することで、交通事故の防止や被害の軽減につなげる。	道路・公園課と同様							現状維持	今後も継続して、ハード面で対応が困難な場合はソフト面（啓発、教育等）で対応していく。
			道路・公園課			令和3年度は山手中学校区と、千葉県の交通事故を受けて全小学校区（8校）での通学路緊急点検を実施した。令和4年度は潮見中学校区、令和5年度は精道中学校区で実施した。教育委員会へ事前に提出された各小学校やその関係団体（愛護委員等）からの要望を基に、関係機関が協議したうえで現地を確認し、対応策を講じる。 転落防止柵の設置、路側のカラー化、啓発看板の設置等を実施。	◎	高	要望のあった箇所を関係機関と点検することにより、ニーズの把握及び適切な対応が可能である。	○	要望事項の中には、歩道上の電柱の移設や信号機の設置など、対応が困難な事例もある。			
			ほいく課 保健安全・特別支援教育課			同上	○	高	提出された要望すべてに「要望通りの対策」を講じることは困難だが、関係機関で現地を確認し、対応策を講じることはとても重要なことである。	○	「要望通りの対策」を講じることは困難。特に、道路利用者のマナーの問題に関わる要望も多々あるため、児童生徒への啓発だけでは限界を感じる。予算の関係から、年度内に対応策を講じることが困難な事例もある。	現状維持		
		未就学児が集団で移動する経路に関する安全点検の実施	芦屋警察署	・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い改善、要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	交通事故が起こりやすい地点を事前に見つけ出す。 →洗い出された問題点に対応することで、交通事故の防止や被害の軽減につなげる。	道路・公園課と同様							廃止・統合	個別の実施内容とせず、必要に応じて通学路交通安全点検時に実施する。
			道路・公園課			上記の通学路合同点検の取り組みと同様に実施。	△	低	未就学児が集団で移動する経路のみを点検するのは困難である。	×	特になし			
			保健安全・特別支援教育課			同上	△	低	同上	×	特になし	廃止・統合		
	登下校時の児童生徒の集合場所等の点検の実施	芦屋警察署	・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い改善、要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	交通事故が起こりやすい地点を事前に見つけ出す。 →洗い出された問題点に対応することで、交通事故の防止や被害の軽減につなげる。	道路・公園課と同様							廃止・統合	個別の実施内容とせず、必要に応じて通学路交通安全点検時に実施する。	
		道路・公園課			上記の通学路合同点検の取り組みと同様に実施。	◎	高	要望のあった箇所を関係機関と点検することにより、ニーズの把握及び適切な対応が可能である。	○	要望事項の中には、歩道上の電柱の移設や信号機の設置など、対応が困難な事例もある。				
		ほいく課 保健安全・特別支援教育課			同上	○	高	提出された要望すべてに「要望通りの対策」を講じることは困難だが、関係機関で現地を確認し、対応策を講じることはとても重要なことである。	○	「要望通りの対策」を講じることは困難。特に、道路利用者のマナーの問題に関わる要望も多々あるため、児童生徒への啓発だけでは限界を感じる。予算の関係から、年度内に対応策を講じることが困難な事例もある。	廃止・統合			同上
	⑥	設置看板の維持管理	道路・公園課	・関係機関（国道管理者、県道管理者、警察、鉄道管理者）と調整を図り注意喚起看板を設置	設置看板の維持管理により、あんしん歩行エリアでの歩行者関連事故を抑える。	「あんしん歩行エリア」に関する看板設置はないが、車両を運転する人に対する啓発看板を設置。	○	低	新規の設置時には一定効果があるものの、時間の経過とともに、風景の一部になってしまう。	△	他にも交通規制の看板等が乱立しており、街の美観とのバランスも課題である。	現状維持	今後も維持管理は継続する。	
	⑦	違法・迷惑駐車車の追放運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	道路交通の障害を取り除くことで、道路上の自転車の通行安全性や歩道上の歩行者の通行安全性を向上させ、特に、対策実施路線での事故防止を図る。	警察官による駐停車違反の取締りや、駐車監視員による放置車両確認活動を実施した。	○	高	違反車両に対する指導取締りをした。	○	特になし	見直し	歩道上の放置自転車については、市と協議のうえ対応を検討する。	
			道路・公園課			令和2年3月にJR駅前通りは駐停車禁止区域に指定されたことから、警察による取締りが行われている。	○	高	令和2年3月に駅前通りは駐停車禁止区域に指定。	○	規制に関する取り組みのため、警察の協力がないと実施困難である。	見直し	警察と協議のうえ、対応を検討する。	
		シートベルト・チャイルドシート着用運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	事故発生時や回避時の損傷程度の軽減を図る。	道路・公園課と同様							現状維持	今後も警察、芦屋交通安全協会と一緒に継続して実施する。
			道路・公園課			啓発回数は令和3年度より3回、2回、1回。 警察と芦屋交通安全協会と連携し、信号待ちの車等に対して啓発した。	△	低	目に触れる機会を増やし、着用への理解を向上させることが重要であると考えているため、今後も継続して実施する。	△	信号待ちの車両に対して車道へ出て啓発するため危険が伴う。また、警察と一緒に実施しなければ車窓を開けてもらえない等の問題もある。後部座席やチャイルドシートの着用率の向上に向けて、継続した周知・啓発は必要である。			
		夕暮れ時の早めのライト点灯運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	早めのライト点灯を促し、車両の運転手や歩行者等がお互いの接近に気付く可能性を上げる。 →接触を回避できる確率を上げ、接触事故等の回避につなげる。	道路・公園課と同様							現状維持	今後も継続して実施する。
			道路・公園課			令和3年度は3回、令和4年度は2回、令和5年度は1回実施している。 警察と芦屋交通安全協会と連携し、歩行者や自転車運転者に対して啓発をした。	△	低	目に触れる機会を増やし、ライト点灯への理解を向上させることが重要であると考えているため、今後も継続して実施する。	△	自転車の無灯火への対策が課題である。			
	⑧	横断歩道合図（アイズ）運動の推進	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・交通安全教室や交通安全啓発活動において、横断歩道合図（アイズ）運動の周知を図る。	交通規制の遵守を促し、交通安全につなげる。	道路・公園課と同様							現状維持	今後も継続して実施する。
			道路・公園課			街頭啓発や歩行者向けの交通安全教室（未就学児、小学校1年生、出前講座等）に取り入れている。	○	中	事故に巻き込まれないよう、運転者に対し手をあげるなど横断の意思を示すことは効果的であるので、交通安全教室で覚えてもらうことは効果的であると考えている。	○	横断歩道合図（アイズ）運動が認識されていない。			

第10次芦屋市交通安全計画（改定）
取組内容および達成状況について

(2)	①	自転車教室	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・小学4年生を対象に自転車教室(警察主催・その他小学生)	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を学習させる。 →危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	学童教室を周り、自転車シミュレーターによる自転車教室を開催した。	△	低	シミュレーターをとおして交通ルールを確認できた。	△	特になし	現状維持	参加者を選定して実施していく。
			道路・公園課			芦屋警察署、芦屋交通安全協会と同様							
		自転車教室	芦屋警察署 芦屋交通安全協会			道路・公園課と同様							
			道路・公園課	・小学4年生を対象に自転車教室(市立小学校・4年生)	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を学習させる。 →危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	令和3年度は15回(令和2年度で実施できなかった5年生3回含む)、令和4年度は8回、令和5年度は8回実施。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もありクラスごとに実施することが多く回数が増えている。 基本的には、DVDや講話で交通ルールの確認と、実際に運動場に設置したコースを走る実技を合わせて行っているが、ワークシートのみ実施する学校もある。	○	中	理解が深まるものであるため	○	年々実技を実施せずワークシートで対応している学校が増えている。実技をした方が理解が深まり、交通ルールも定着すると思われるため、積極的に実技を取り入れてほしい。また、保護者のニーズは自転車に乗り始めの子どもへの教育だが、学校側とは少し違っている印象がある。実施時期については学校側との調整が必要。	現状維持	今後も継続して実施する。 実技を取り入れるよう、年度初めの説明会(安全・防災教育担当者会)でお願いする。
	②	市内各中学校にて交通安全教室を開催	芦屋警察署 芦屋交通安全協会			道路・公園課と同様							
			道路・公園課	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	交通安全の規則を身に付けさせることで、事故発生に繋がる行為の自制を促し、交通事故防止を図る。	令和3年度から令和4年度までは各3回、令和5年度は4回実施。依頼があった場合は私立等でも実施している。 DVDや資料も活用しつつ、警察官へ中学生の自転車利用者向け講話をお願いしている。	○	中	理解が深まるものであるため	○	1回の交通安全教室を60分としているが、カリキュラムの都合により時間の確保が困難。30分から40分までの時間で実施するには最低限のルールしか伝えられない。	現状維持	学校側と相談しながら、今後も継続して実施する
		管内の高校におけるスケアードストレイト交通安全教室の実施	芦屋警察署 芦屋交通安全協会			道路・公園課と同様							
			道路・公園課	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	「交通事故は自分事」との認識を持ってもらう。 →安全な通行行動へ変容を促すことで、油断等による事故の発生抑止につなげる。	実施なし	×	低	場所や日程など、学校との調整が困難。	×	「スケアードストレイト(恐怖の直視)教育技法」に一定効果があるものの、恐怖の感じ方には個人差があるものである。同じく恐怖によるストレスの受け止め方にも個人差があるが、個別のフォローが困難である。 また、実施するには広い会場や学校側との日程調整、多額の資金が必要であり、費用対効果を考えると現実的ではない。	廃止・統合	必要があれば実施を検討する。 各警察署で抽選があり、当選すると1回のみ無料で実施してくれる制度があるため、必要に応じて活用を試みる。
		管内の高校生と協働した自転車マナーアップ街頭キャンペーンの実施	芦屋警察署 芦屋交通安全協会			道路・公園課と同様							
			道路・公園課	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	「交通事故は自分事」「自転車はルールにのっとり適切な道路空間の利用が重要」との認識を持ってもらう。 →安全な通行行動へ変容を促すことで、事故件数の抑止につなげる。	実施なし	×	低	場所や日程など、学校との調整が困難	×	自転車利用の多い朝・夕方での学生との実施は困難。 授業の一環なら良いが、授業時間を削って時間を取ることは困難と考える。また、休日となると、学校側のスタッフの調整等もあるため、現実的ではない。	見直し	基本的には警察、芦屋交通安全協会と協力して街頭啓発に取り組みつつ、学校側から依頼があった際はその都度対応していく。
		自転車シミュレーターを利用した啓発活動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会			道路・公園課と同様							
			道路・公園課	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	「交通事故は自分事」「自転車はルールにのっとり適切な道路空間の利用が重要」との認識を持ってもらう。 →安全な通行行動へ変容を促すことで、事故件数の抑止につなげる。	実施なし 出前講座等で希望があれば対応。	×	中	啓発としての活用は困難。	×	警察備品のため安易に利用できない。また、1台しかないため、大人数の交通安全教室だと体験できない参加者が出てくる。電源と屋根のある場所ではしか出来ない等の制限もある。	廃止・統合	必要に応じて出前講座等で対応していく。
		自転車教室	芦屋警察署 芦屋交通安全協会			道路・公園課と同様							
			道路・公園課	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を学習させる。 →危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	全世代へ向けては実施なし。	×	中	全世代へ向けての実施は困難。	×	高齢者や子ども(子育て世帯)以外を対象に交通安全教室を実施することは困難。	廃止・統合	街頭啓発や出前講座等、より効果のある方法を検討していく。
	③	イベント等で自転車保険加入の啓発	芦屋警察署 芦屋交通安全協会			道路・公園課と同様							
			道路・公園課	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	事故発生時の賠償を容易とし、発生後の社会復帰を資金面から援助する。	市内駐輪場でポスターを掲示、交通安全教室でも啓発を行っている。 街頭啓発で配布しているチラシにも記載あり。 令和5年度については、市内自転車駐輪場の定期利用者に対し、チラシを配布した。 目に触れる機会を増やし、保険加入への理解を向上させることが重要であると考えているため、今後も継続して実施する。	△	低	目に触れる機会を増やし、保険加入への理解を向上させることが重要であると考えているため、今後も継続して実施する。	△	個別で伝えることが困難。	現状維持	今後も継続して街頭啓発や交通安全教室、出前講座等で呼び掛けていく。
		加入状況アンケート(交通安全協会)	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	事故発生時の賠償を容易とし、発生後の社会復帰を資金面から援助する。	実施なし	×	低		×	特になし		
			道路・公園課			芦屋警察署、芦屋交通安全協会と同様							
		市役所庁舎内、市営駐輪場内に自転車保険の案内パンフレット設置、イベント等で自転車保険加入の啓発	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	事故発生時の賠償を容易とし、発生後の社会復帰を資金面から援助する。	道路・公園課と同様							
			道路・公園課			市営自転車駐車場において、定期利用の更新の際に、管理員よりチラシを配布する取組みや各駐輪場内のラックにチラシを配架するなどの取組みを行った。また、自転車教室等のイベントにおいても、保険加入の重要性を説明し周知に努めた。	△	低	目に触れる機会を増やし、保険加入への理解を向上させることが重要であると考えているため、今後も継続して実施する。	△	個別で伝えることが困難。	廃止・統合	今後も引き続き駐輪場や街頭啓発等で周知啓発していく。

第10次芦屋市交通安全計画（改定）
取組内容および達成状況について

(2)	④	自転車免許教室	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・小学校4年生以上を対象に実施。 (低学年の参加も可)	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を学習しないし再確認してもらう。 →危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	道路・公園課と同様							
			保健安全・特別支援教育課			道路・公園課と同様	○	中	座学と実技を行うことで子どもの交通规则の理解が深まった。	○	特になし	拡大・充実	道路・公園課と同様
			道路・公園課			年1回実施。小学校3年生以上を対象に参加者を募集。座学と実技で自転車の交通规则を学び、最後に自転車免許証(大人は修了証)を発行する。	○	中	限られた時間ではあるが、普段小学校で実施している自転車教室よりも充実した内容となっている。また、免許証を受け取ることで、交通规则を守る意識が高まる。	○	参加者が年々減少している。大人に関しては参加がほぼない。また、保護者のニーズは自転車を乗り始める低学年での実施。	拡大・充実	対象年齢を下げる等、まずは参加者が増加するよう募集内容を検討する。
	⑤	違法・迷惑駐車 の追放運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	道路交通の障害を取り除くことで、道路上の自転車の通行安全性や歩道上の歩行者の通行安全性を向上させ、特に、対策実施路線での事故防止を図る。	道路・公園課と同様							
			道路・公園課			(1)⑦再掲							
		夕暮れ時の早めのライト点灯運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	早めのライト点灯を促し、車両の運転手や歩行者等がお互いの接近に気付く可能性を上げる。 →接触を回避できる確率を上げ、接触事故等の回避につなげる。	道路・公園課と同様							
			道路・公園課			(1)⑦再掲							
	⑥	夕暮れ時の早めのライト点灯運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・街頭啓発を通して、夕暮れ時の早めのライト点灯を呼びかけ、反射材の配布	早めのライト点灯を促し、車両の運転手や歩行者等がお互いの接近に気付く可能性を上げる。 →接触を回避できる確率を上げ、接触事故等の回避につなげる。	道路・公園課と同様							
			道路・公園課			(1)⑦再掲							
(3)	①	転落防止柵及び横断防止柵の改修工事の実施	基盤整備課	・事故の被害程度を軽減させるための防護柵の改良工事	転落防止柵の保守管理により、転落事故を防ぐ。	令和5年度に、奥池南町外にて転落防止柵の設置及び改修工事を実施(延長22m)	○	中	転落防止柵の設置により、歩行者が安全に通行できるようになった。	○	事業の実施にあたり、予算や人員の確保が課題となっている。	現状維持	今後も継続して事業を実施していく。
			道路・公園課			令和5年度に阪急バス開森橋のバス停に車両用防護柵を設置。また、同年度に令和3年度山手中学校区の通学路点検で要望のあった箇所に転落防止柵を設置。	○	高	要望のあった箇所については対策ができています。	○	道路の幅員や現地の状況により防護柵等が設置できない箇所がある。	現状維持	通学路点検で要望のあった箇所については、現地確認し、必要であれば対策を引き続き実施する。
	②	各小学校区にて通学路合同点検。要望箇所について安全対策を講じる。(複数の学校区ごとに実施)	道路・公園課	・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い改善、要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	交通事故が起こりやすい地点を事前に見つけ出す。 →洗い出された問題点に対処することで、交通事故の防止や被害の軽減につなげる。	通学路点検で要望のあった箇所に、路側帯のカラー化や路側線を設置し、歩行者の安全性を高める対策を実施した。	○	中	要望のあった箇所については対策ができています。	○	道路の幅員や現地の状況により歩行空間の確保ができない箇所がある。	現状維持	通学路点検で要望のあった箇所については現地確認し、必要であれば対策を引き続き実施する。
	③	転落防止柵及び横断防止柵の改修工事の実施	基盤整備課	・事故の被害程度を軽減させるための防護柵の改良工事	転落防止柵の保守管理により、転落事故を防ぐ。	(3)①の再掲							
			道路・公園課			(3)①の再掲							
	④	無電柱化工事の実施	基盤整備課	・無電柱化工事の実施	電柱を撤去することで、見通しの悪さ等による事故を抑える。	芦屋川沿いの鳴尾御影線から鶴塚橋南部において、電線共同溝の整備を完了した。引き続き、電線管理者による入線・切替え・抜線・抜柱作業中。六麓荘地区において、無電柱化のための詳細設計を実施した。 さくら参道においては、令和6年3月に無電柱化区域の抜線・抜柱を完了した。	○	中	さくら参道の抜線・抜柱が完了できた。電線共同溝工事後、早期に抜線・抜柱ができるように電線管理者との調整を実施していく必要がある。	○	無電柱化は、道路管理者や電線管理者、沿道住民、地下埋設管理者など関係機関が多く、十分な調整を行った上で事業を進めていく必要がある。	現状維持	今後も継続して関係機関との調整を行っていく。
	⑤	自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	基盤整備課	自転車ネットワーク計画の具体化	自転車ネットワーク計画に基づき自転車走行環境を整備することで、歩行者と自転車の交通安全性を保ち、事故防止を図る。	令和3年度に芦屋中央線(0.3km)、稻荷山線(0.1km)にて矢羽根型路面標示を設置。	○	中	矢羽根型路面標示を設置することにより、国道2号(0.7km)と市道のネットワークを形成することができた。	○	自転車利用者への周知が困難。	現状維持	自転車利用者への周知を関係機関と連携して実施していく。
	⑥	JR芦屋駅周辺での違法・迷惑駐車追放運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・JR芦屋駅周辺の違法駐車啓発	違法・迷惑駐車 の防止を呼びかけ、道路交通が円滑に進むよう促す。 →路上の迷惑駐車や違法駐車 の削減に繋がり、道路空間の通行安全性を向上するため、JR芦屋駅周辺の交通事故抑止につながる。	道路・公園課と同様							
			道路・公園課			(1)⑦再掲							
		JR芦屋駅北側の交通規制見直しに伴う啓発活動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・JR芦屋駅周辺の違法駐車啓発	対象地区での通行方法が安全性のより高い方法に変更されるため、JR芦屋駅周辺の交通事故抑止につながる。	道路・公園課と同様							
			道路・公園課			(1)⑦再掲							
	⑦	無電柱化工事の実施	基盤整備課	・無電柱化工事の実施	電柱を撤去することで、見通しの悪さ等による事故を抑える。	(3)④の再掲							

第10次芦屋市交通安全計画（改定）															
取組内容および達成状況について															
(4)	①	交通安全教室	芦屋警察署	・交通安全教室の開催 ・自転車免許教室の開催 ・校外、園外における歩行訓練 ・自転車の実技実施	交通安全の規則を身に付けさせることで、事故発生に繋がる行為の自制を促し、交通事故防止を図る。	道路・公園課と同様									
			道路・公園課			(1)③④、(2)①②④再掲									
			保健安全・特別支援教育課			道路・公園課と同様									
		自転車免許教室	芦屋警察署	・交通安全教室の開催 ・自転車免許教室の開催 ・校外、園外における歩行訓練 ・自転車の実技実施	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を学習ないし再確認してもらう。 →危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	道路・公園課と同様									
			道路・公園課			(2)④再掲									
			保健安全・特別支援教育課			道路・公園課と同様									
	②	高齢者交通安全教育隊(スタウス)による安全教育	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施	「交通事故は自分事」との認識を持ってもらう。 →安全な通行行動へ変容を促すことで、油断等による事故の発生抑止につなげる。	(1)①の再掲									
			国際文化推進課 道路・公園課			芦屋警察署、芦屋交通安全協会と同様									
		待ち受け型安全教育	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施	交通安全の規則を再確認することで、自発的な交通安全を促す。	(1)①再掲	令和3年度、4年度は1回、5年度は3回、高齢者安全教室を実施した。	△	中	シミュレーターを利用する等、充実した安全教室を実施できた。	△	より多くの高齢者へアプローチできる方法を考える必要がある。	廃止・統合	今後も継続して実施する。	
			国際文化推進課 道路・公園課												
	③	街頭啓発	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車ネットワーク計画の具体化	「交通事故は自分事」「自転車はルールにのっとり適切な道路空間の利用が重要」との認識を持ってもらう。 →安全な通行行動へ変容を促すことで、事故件数の抑止につなげる。	道路・公園課と同様									
			道路・公園課			令和3年度は32回、令和4年度は38回、令和5年度は58回と定期的に実施。(自転車に限定した啓発では、令和3年度は19回、令和4年度は24回、令和5年度は25回) 令和4年2月に市内の一部路線に矢羽根型路面標示を設置。通行方法を記載したチラシを作成し、関係機関と協力して街頭啓発も実施した。 令和5年4月からは全年齢ヘルメット着用努力義務化に変更。それに伴い、令和5年1月から街頭啓発や交通安全教室等でヘルメットの購入を検討するよう呼び掛けた。	○	低	様々な場所で目に触れる機会を増やし、交通安全意識を醸成していくことが重要であると考えているため、今後も継続して実施する。	○	矢羽根型路面標示について短時間では交通ルールを詳しく伝えられない。周知が困難。	現状維持	今後も継続して実施する。また、より分かりやすい啓発方法を検討していく。		
		自転車教室	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車ネットワーク計画の具体化	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を学習させる。 →危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	道路・公園課と同様									
			道路・公園課			(2)①②④、(4)①の再掲									
		自転車免許教室	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車ネットワーク計画の具体化	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を学習ないし再確認してもらう。 →危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	道路・公園課と同様									
			道路・公園課			(2)④、(4)①再掲									
		職員向け自転車講習会	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車ネットワーク計画の具体化	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を復習することで、公務中の事故を防ぐ。	道路・公園課と同様									
			人事課 道路・公園課			令和3年度から令和5年度までは、毎年1回実施している。DVDや資料を活用しつつ、警察官に市内の事故発生状況等を交えながら自転車の交通ルールについて講話いただいている。また、特に交通ルール違反が起こりやすい場所については、ピックアップして伝えている。	○	中	理解が深まるものであるため	○	全職員の受講が完了していない。	現状維持	引き続き、受講したことのない職員も含め参加するよう呼び掛ける。		
		出前講座	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車ネットワーク計画の具体化	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を学習ないし再確認してもらう。 →危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	道路・公園課と同様									
			国際文化推進課 道路・公園課			令和3年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施なし、令和5年度は1回実施。内容については依頼者と相談のうえ決定。主に自転車の講座を希望される方が多く、令和5年度に実施した出前講座についても、依頼者の希望に合わせて自転車の座学と実技を実施した。	○	中	理解が深まるものであるため	○	依頼がないと実施できない。	現状維持	愛護委員やコミスク等、関わりのある団体への案内を検討。		
		④	シートベルト・チャイルドシート着用運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	事故発生時や発生回避時の損傷程度の軽減を図る。	道路・公園課と同様								
				道路・公園課			(1)⑦再掲								
		⑤	反射材の配布(交通安全教室、保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校、シルバー人材センター)	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布	交通規制を学習ないし再確認し、危険な事故を防ぐ。 また、反射材を身に着けることで運転手に気付かれる確率を上げ、事故を抑える。	道路・公園課と同様								
				道路・公園課			交通安全教室(3歳児、小学校1年生、4年生、中学校、特別支援学校)で反射シールや反射キーホルダー等を配布している。また、街頭啓発や出前講座(シルバー人材センター含む)でも、参加者の年齢や教室の目的(歩行者向け教室では靴用反射シール等)に合わせて反射グッズを選択し、配布している。	○	中	参加者の特性に応じ、使いやすいグッズを選択できた。	○	反射シール等、物によっては使用しない人もいる。 反射グッズの単価が高くなってきているため、今まで通りの数を確保するのが困難。使ってもらえないグッズでは意味がないと考える。	現状維持	引き続き、街頭啓発や出前講座も含め、反射材の重要性を伝えていく。	
			街頭啓発	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布	「交通事故は自分事」との認識を持ってもらう。 →安全な通行行動へ変容を促すことで、油断等による事故の発生抑止につなげる。	道路・公園課と同様								
	道路・公園課			四季の交通安全運動等で配布している。誰でも使用しやすい反射キーホルダーを中心に配布している。			○	中	参加者の特性に応じ、使いやすいグッズを選択できた。	○	反射シール等、物によっては使用しない人もいる。	廃止・統合	引き続き、街頭啓発や出前講座も含め、反射材の重要性を伝えていく。		
	出前講座		芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布	交通規制や「歩行者の事故要因」を学習ないし復習することで、乗車中の事故を防ぐ。	道路・公園課と同様									
道路・公園課			反射シールやサイクルリフレクター等、参加者に合わせて受講者にプレゼントしている。			○	中	参加者の特性に応じ、使いやすいグッズを選択できた。	○	反射シール等、物によっては使用しない人もいる。	廃止・統合	引き続き、街頭啓発や出前講座も含め、反射材の重要性を伝えていく。			

第 1 0 次芦屋市交通安全計画（改定） 取組内容および達成状況について												
(4)	⑥	街頭啓発	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・四季の交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官による啓発 ・街頭啓発(飲酒運転根絶運動)の実施	「交通事故は自分事」「自動車・自転車はルールにのっとり適切な道路空間の利用が重要」との認識を持ってもらう。 →安全な通行行動へ変容を促すことで、事故件数の抑止につなげる。	道路・公園課と同様						
			道路・公園課			令和3年度は2回、令和4年度は1回実施している。令和5年度は0回。 必要に応じて警察や芦屋交通安全協会と協力して実施しているが、主に四季の交通安全運動期間中に、警察と芦屋交通安全協会が実施している。	△	低	事故の加害者にならないよう、運転者に対して声を掛けることは有効であると考えている。	△	自転車利用者の徹底はされていない。	現状維持 今後も継続して実施する。 必要であれば3者で協力して実施する。 自転車に向けての啓発も積極的していく。 令和6年11月 自転車の飲酒運転罰則が強化された。
		全国交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官の参加(春・秋)	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・四季の交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官による啓発 ・街頭啓発(飲酒運転根絶運動)の実施	飲酒運転は悪質な犯罪行為であると周知することで飲酒運転の自制を促し、飲酒運転に関わる事故防止を図る。	道路・公園課と同様						
			道路・公園課			新型コロナウイルス感染症の影響や平日開催等、小学生の参加が困難な状況が多かったため、令和3年度から令和5年度までは招集していない。	×	低	必要性があるが、小学生の参加が困難。	△	土日にキャンペーンを開催しなければ参加が困難。また、声は掛けているが参加がない。	現状維持 今後も引き続き案内を送って参加をお願いする。
	⑦	交通安全協会と連携した、地域ボランティアの交通安全教室等への参加	芦屋警察署	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ボランティア参加者等に交通安全への関心を持ってもらうことで、自転車等の安全な通行行動へ変容を促し、事故件数の抑止を図る。	道路・公園課と同様						
			道路・公園課			高齢者交通安全教室については、交通安全協会と芦屋警察が連携して実施。令和5年度は、市も同行し、3者で2回高齢者向けの交通安全教室を実施した。 また、春・秋の交通安全運動メインキャンペーンでは、芦屋警察管轄の地域交通安全活動推進委員にも声を掛け、一緒に啓発している。 ※ただし、交通安全協会について現在は学生を対象にした交通安全教室からは撤退している。また、新型コロナウイルス感染症の流行以降、通常の街頭啓発や交通安全教室にボランティアは招集していない。	△	中	必要性があるが、ボランティアの人数が少なく、活動が活発ではないため困難。	△	年々ボランティアの人数や活動が少なくなっている。	現状維持 必要であれば3者で協力して実施する。
		自転車駐車場指定管理者の交通安全教室等への参加	芦屋警察署	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を学習させる。 →危険行為の自制を促し、乗車中の事故防止につなげる。	道路・公園課と同様						
			道路・公園課			令和3年度から5年度までの自転車教室を、自転車駐車場の指定管理者と協力して実施した。主に実技で人員が必要な際に依頼しており、実際に実技コースに立って指導をお願いしている。	○	中	地域に馴染みのある団体と協力できた。	○	通常業務との兼ね合いがあり、大人数の協力は見込めない。	現状維持 どうしても人数が必要な際は相談しつつ、引き続き協力して実施する。
	⑧	交通安全教室	芦屋警察署	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	交通安全の規則を身に付けさせることで、事故発生に繋がる行為の自制を促し、交通事故防止を図る。	道路・公園課と同様						
			道路・公園課			学校で実施する交通安全教室では、必要に応じて保護者への協力を学校を通じて依頼している。また、自転車免許教室では地域団体の方に実技のコースに立っていただき、指導をお願いしている。	○	中	地域に馴染みのある団体と協力できた。	○	年々ボランティアの人数や活動が少なくなっている。	現状維持 今後も積極的に声を掛け、協力して実施する。
		愛護委員、PTA等と連携した登下校指導等	芦屋警察署	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	交通安全の規則を再確認させる。 →交通規制に従った通行が促され、交通規制無視による事故抑止につながる。	道路・公園課と同様						
			道路・公園課			登校指導は新型コロナウイルス感染症の流行が収まった、令和5年12月から月1回の実施を再開、下校指導は市のみで学期ごとに実施しており、基本は各団体において各自見守り等を行っている。 令和5年度については、宮川小学校の登校誘導において、自転車利用者への交通事故の懸念があったため、PTAや芦屋交通安全協会、芦屋警察と合同で街頭啓発を1回実施した。	△	低	愛護通信や現地でのやり取りから地域の情報を受け取り、登下校指導に活かしている。	△	特になし	現状維持 今後も積極的に声を掛け、協力して実施する。
		啓発へのボランティア等の参加	芦屋警察署	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ボランティア参加者等に交通安全への関心を持ってもらうことで、自発的な交通安全を促す。	道路・公園課と同様						
			道路・公園課			令和3年度から令和5年度までの自転車教室を、自転車駐車場の指定管理者と協力して実施した。主に実技で人員が必要な際に依頼しており、実際に実技コースに立って指導をお願いしている。 キッズ保安官については、令和3年度から令和5年度まで参加なし。新型コロナウイルス感染症の影響や平日開催等、参加してもらえない状況が多かった。	△	低	街頭啓発については、新型コロナウイルス感染症の影響や平日開催等で参加してもらえない状況があった。	△	特になし	現状維持 今後も積極的に声を掛け、協力して実施する。
(5)	②	自転車利用者の交通違反に対する指導取締り	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	交通規制の遵守を促すことで、危険行為の減少・道路の交通安全性向上につなげ、交通事故防止を図る。	自転車利用者に対して、啓発及び指導取締りを行い、交通安全の意識の向上を図った。	○	中	街頭での指導啓発により、他の通行人にも意識してもらえた。	○	特になし	現状維持 今後も継続して実施する。
		自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	自転車の交通規制や「車両としての危険性」を周知し、危険な事故を防ぐ。	自転車利用者に対して、啓発及び指導取締りに兼ねて実施した。	○	中	街頭での指導啓発により、他の通行人にも意識してもらえた。	○	特になし	現状維持 今後も継続して実施する。

第10次芦屋市交通安全計画（改定）
取組内容および達成状況について

(6)	①	応急手当講習等受講 普通救命講習Ⅰ(市民、学校園) 普通救命講習Ⅱ(トライやるウィーク生徒、保育所、幼稚園職員) 上級救命講習(市民) 応急手当講習(市民、学校園)	消防本部	・消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動の推進 ・応急手当指導者の積極的な養成等 ・教職員対象の心肺蘇生法の実習及び各種講習会の開催等	事故遭遇時の看護方法を確認してもらう。 →事故被害者への応急措置が可能となり、交通事故の被害軽減につながる。	普通救命講習Ⅰ 648人 普通救命講習Ⅱ 107人 上級救命講習 44人 応急手当講習 1,784人 合 計 2,583人	△	低	新型コロナウイルス感染症の影響で救命講習会等が中止となり、市民が救命の知識を学ぶ機会が少なかったため。	△	特になし	現状維持	今後も継続して実施する。
		応急手当普及員講習	消防本部	・消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動の推進 ・応急手当指導者の積極的な養成等 ・教職員対象の心肺蘇生法の実習及び各種講習会の開催等	事故遭遇時の看護方法を確認してもらう。 →事故被害者への応急措置が可能となり、交通事故の被害軽減につながる。	応急手当普及員講習 15人 合 計 15人	○	中	迅速に傷病者に対しての救命処置ができるよう指導できた。	○	特になし	現状維持	今後も継続して実施する。
	②	救急医療機関との連携を図る	消防本部	・救助体制の整備・拡充 ・救急関係機関の協力関係の確保 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	速やかに被害者を治療できるよう体制を整え、事故発生時の重症化を抑える。	定期的に医療機関との協議会を実施している。	○	中	医療機関との連携を強化し事故発生時の重症化を抑えられている。	○	特になし	現状維持	今後も継続して実施する。
		救助体制の整備・拡充	消防本部	・救助体制の整備・拡充 ・救急関係機関の協力関係の確保 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	速やかに被害者を治療できるよう体制を整え、事故発生時の重症化を抑える。	・救助体制の整備・拡充 ・救急関係機関の協力関係の確保 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	○	中	救助・救急体制の継続した整備等により、事故発生時の速やかな事案対応が実施でき、可能な限り重症化を抑えられた。	○	特になし	現状維持	今後も継続して実施する。
		救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	消防本部	・救助体制の整備・拡充 ・救急関係機関の協力関係の確保 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	速やかに被害者を治療できるよう体制を整え、事故発生時の重症化を抑える。	継続した訓練等により、速やかな事案対応を実施した。	○	中	救助・救急体制の継続した整備等により、事故発生時の速やかな事案対応が実施でき、可能な限り重症化を抑えられた。	○	特になし	現状維持	今後も継続して実施する。
		消防防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進	消防本部	・消防防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進	速やかに被害者を治療できるよう体制を整え、事故発生時の重症化を抑える。	事案発生時においては、県消防防災航空隊と連携し、速やかな対応を実施した。	○	中	救助・救急体制の継続した整備等により、事故発生時の速やかな事案対応が実施でき、可能な限り重症化を抑えられた。	○	特になし	現状維持	今後も継続して実施する。
	③	データ等を活用した分析の具体化	道路・公園課	・GISとETC2.0を活用した事故分析や対策の検討・評価、事故マップ等の情報提供を行う。	地域の実情に応じた効果的な対策を考えることにより、交通事故抑止につなげる。	警察や県から提供されるデータを、必要に応じて安全教育や啓発時に参加者へ伝えた。	△	低	交通安全教育や啓発にて、十分な活用ができなかった。	△	警察や県から提供されるデータを分析したり、安全教育や啓発で活用したりすることができていない。職員のスキルアップが必要。	見直し	必要なデータの収集、取りまとめ、分析をしていく。

【7つの柱と柱ごとの施策について】

(1)交通弱者対策の充実

- ① 地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進
- ② 高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施
- ③ 地域の特徴に応じた子どもの交通安全教育の実施
- ④ 障がいの程度に応じた交通安全教育の実施
- ⑤ 通学通園路等における歩行空間の確保
- ⑥ 「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進
- ⑦ 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進
- ⑧ 横断歩道合図(アイズ)運動の推進

(2)自転車対策の推進

- ① 子どもの発達段階に応じた自転車マナー啓発活動の推進
- ② 自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進
- ③ 自転車賠償責任保険の加入促進
- ④ 自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室の推進
- ⑤ 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進
- ⑥ 夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材の普及

(3)道路交通環境の整備

- ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ② 通学通園路などの歩行空間の整備の推進
- ③ 交通安全施設等の整備事業の推進
- ④ 電線類の地中化の推進で快適な自転車利用環境の整備
- ⑤ 安全で快適な自転車利用環境の整備
- ⑥ 違法駐車対策の推進
- ⑦ 災害に備えた道路交通環境の整備

(4)交通安全思想の普及徹底

- ① 参加・体験・実践型の交通安全教育、普及啓発活動の推進
- ② 高齢者に対する交通安全教育の推進
- ③ 自転車の安全利用の推進
- ④ 後部座席などにおけるシートベルト着用の推進
- ⑤ 反射材用品等の普及促進
- ⑥ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- ⑦ 交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進
- ⑧ 市民の参画・協働の推進

(5)道路交通秩序の維持

- ① 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化など
- ② 自転車利用者に対する指導取締りの推進
- ③ 暴走族対策の強化

(6)救助・救急活動の充実

- ① 自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生などの応急手当の普及啓発活動の推進
- ② 救急医療体制の整備
- ③ 県消防防災ヘリコプター活用による救助・救急業務の推進

(7)データ分析に基づくきめ細かな対策の推進

- ① データ等を活用した分析の具体化

【事業の達成状況について】

「◎」達成
「○」おおむね達成
「△」達成が十分とは言えない
「×」達成できていない

【交通安全への寄与について】

事業の達成状況に関わらず、取組自体がどの程度交通安全に寄与したかを評価。(「高」「中」「低」)
※取組の達成が不十分でも、交通安全への寄与が高い場合は「高」、事業が達成していても、寄与が低い場合は「低」を入力。

【自己評価について】

「交通安全への寄与」及び「達成状況」を踏まえ、所管としての自己評価を実施。
「○」「△」「×」

【今後の取組方針について】

- ・ 拡大・充実
- ・ 現状維持
- ・ 見直し
- ・ 廃止・統合